

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.56

はじめに

本号では、知的財産に関わる様々な問題について論じる——アフリカの知的財産をめぐる新たな国際イニシアティブ、証明商標、新型コロナウイルスの猛威の中での模倣品取引、商標登録簿の正常化を目指すケニア当局の協同作戦、OAPI の制度変化などである。

アフリカ — アフリカの知的財産をめぐる新たな国際イニシアティブ

アフリカの知的財産を発展させるために構想された国際協力の興味深い例が一つある。4つの独立した機関——アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organisation ; ARIPO)、アフリカ知的財産機関 (Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle ; OAPI) アフリカ連合委員会 (African Union Commission ; AUC)、欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office ; EUIPO) ——が力を集結し、アフリカの知的財産権に関して AfrIPI と呼ばれる協力プロジェクトを立ち上げたのである。AfrIPI の発足集会は 2020 年 9 月 7 日に開催された。

プレスリリースの内容は以下のようなものである¹。

- AfrIPI は、欧州委員会と EUIPO から資金提供を受けている。
- AfrIPI の主要な目的は、アフリカ全土を巻き込んで新たに設立されるアフリカの自由貿易地域「アフリカ大陸自由貿易圏」(AfCFTA) を支援することである。
- AfrIPI は、知的財産に関係する国および地域の機関と法執行制度の強化を目指して活動していく。
- AfrIPI は、アフリカの人々に知的財産の効用を広く知らせ、推進していくことである。EUIPO の長官を務める Christian Archambeau の言葉を借りれば、「協力が非常に重要とされる理由は、知的財産権は経済的な健全さと——特に、持続可能な開発、質の高い雇用の創出、公平な取引条件といった要素と——密接に関係しているからである。グローバル化された経済においては、とりわけ、物理的な国境に遮られないインターネットがある社会では、知的財産権に対する共通の理解を醸成し、これを保護することが必須となる」。

各論について言えば、上述のプレスリリースは AfrIPI が計画する活動を以下のように伝えている。

- アフリカおよび EU において、地理的表示 (GI) の登録を支援する。アフリカの GI はアフリカ諸国のコミュニティに利益をもたらすため、アフリカの GI に対して特に支援が提供される。

¹

https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news?p_p_id=csnews_WAR_csnewsportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-1&p_p_col_count=2&journalId=5969364&journalRelatedId=manual/&TSPD_101_R0=085d22110bab20005bb8c348afafc748d8708097950ce58a27feed070058c6fe2d0ba84cecc387b9089d05d8c914300031aa21f692d792183898724e7ac4e57ddda5d874b2a6c658272e7d40c912fefc2ce793b857ce3fb8c98a8e4120826654

- OAPI 加盟国および ARIPO 加盟国のための知財ガイドラインの策定を支援する。
- ハーグ協定等の国際的な枠組みの中における、知的財産権に関わる審査官の研修を行う。

このような構想は歓迎すべきである。アフリカにおける知的財産の水準を向上させる効果があるだけでなく、知的財産権の重要性に対する認識を高めるものだからである。

アフリカ — 証明商標

「アフリカにおける証明商標の保護および使用」(Protection and use of certification trademarks in Africa) と題された論文が、法務関係の情報を提供するオンライン刊行物 Mondaq に掲載された²。

この論文は、不透明だが重要な商標法の一分野に焦点を当てている。その分野とは証明商標である。著者(複数)の言によれば証明商標とは、製造方法または役務提供の方法、品質、信頼性といった要素について権利者が証明している商品または役務を他から識別する商標である。証明商標は、「昔から存在し、一般に認められてきた規格や規則に当該の製品または役務が適合している」ことを保証し、「その製品または役務の品質その他の重要な特性に関する保証を消費者に提供するものである」。証明商標は、使用者が特定の業者連合、公的機関または組合に所属していることを示す団体商標とは別物である。

証明商標の例としては、素材が 100%羊毛であることを示す「ウールマーク」や、一連の製造過程において公正な労働慣行が実施されていることを示す「フェアトレード」等の標章が挙げられる。

団体商標による保護ほど広く普及しているわけではないが、証明商標の保護はアフリカにおいて広く利用されている、と著者は言う。証明商標による保護を提供している国には、ジブチ、ケニア、リビア、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエが含まれる。モーリシャスでも、証明商標による保護を導入する動きが進行中である。

証明商標の登録を可能にする要件としては、識別力と混同可能性に関する通常の要件が適用されることになるだろう、と著者は述べている。ただし、証明商標の場合、出願書類とともに当該商標の使用を規制する規則(条件)を提出しなければならない、という点が通常の出願とは異なっている。ケニア、ウガンダ、ジンバブエなどいくつかの国では、登録機関がそれらの規則を厳格に審査することになる。証明商標の使用条件となる規則に何らかの変更があった場合、商標権者はその旨を登録機関に通知することを求められる。それらの変更が登録簿に確実に記載されるようにするためである。

証明商標の登録に対して、様々な理由に基づき取消を請求されることがありうる、と著者は言う。例えば、商標権者が自分の利益のために当該商標を使用している場合や、規則に反する使用または公衆を欺罔するような使用を商標権者が許容している場合である。証明商標の登録

² <https://www.mondaq.com/southafrica/trademark/979684/protection-and-use-of-certification-trademarks-in-africa>

には制限がある。ケニアなど一部の国では、裁判所の同意がない限り証明商標を登録することはできない。これに対し、ザンビアやジンバブエでの登録には登録官の同意が要求される。

証明商標の登録出願に伴うデメリットは「注文の多い」登録プロセスである、と著者は示唆している。しかし、証明商標が（特に消費者に対して）品質や品位に関する保証を提供するというメリットもある。この論文の結論として、著者は証明商標と団体商標の両方の利用と登録を推奨している。

アフリカ — 新型コロナウイルスと模倣品取引

Spoor & Fisher に所属する Masi Mtshali が著した論文「新型コロナウイルス時代の生活必需品の模倣」³——初出は南アフリカのニュース報道媒体 Cape Times、IOL および 24/7 News.Africa ——は、新型コロナウイルスの世界的流行に関係する模倣品取引を題材にしたものである。この論文の著者は、以下のようないくつかの点を指摘している。

世界全体で見た場合、模倣品取引の売上額は米ドルに換算して年間で 5,000 億ドル程度と見積もられている。模倣品取引により大きな被害を受けている企業は、真正品を証明する手段として、「モノのインターネット」(IoT) や人工知能 (AI) 等のハイテク・ソリューションに多額の資金を投資している。さらに、模倣品を流通過程から排除するために被害者の企業は法執行機関に頼り、法執行機関が知財弁護士と協力して捜査押収の手続を実行するのが一般的である。

言うまでもないことだが 2020 年には新型コロナウイルスの世界的流行が発生し、その結果としてロックダウンやソーシャルディスタンスの励行といった措置がとられた。このパンデミックがもたした帰結の一つが、国境を越えた製品売買を目的として電子商取引のプラットフォームを利用するケースが大幅に増えたことである。

模倣取引業者がパンデミック関連製品の分野に急速に進出してきた。パンデミック関連製品には、マスクや顔面シールド等の個人防護具 (Personal Protection Equipment)、検査用装置、手指消毒剤等の衛生用品が含まれる。

最貧の大陸であるアフリカには、パンデミック関連製品の安価な模倣品が大量に出回るようになった。

パンデミック関連の模倣品取締りの分野における捜査押収活動に国の模倣品取締りのリソースを全て投入している国として、タンザニアの例が挙げられている。著者は、タンザニア当局の対応を「非常に積極的」と評している。

新型コロナウイルスの蔓延にも関わらず、アフリカで模倣品取締りに携わっている法執行機関のうち相当数がまだ機能している。パンデミック関連製品の模倣品が取引される市場を撲滅するため、著者は、被害を被ったブランド権利者に対し、現地の弁護士や法執行当局と連携して対策を講じるよう助言している。

³ <https://www.spoor.com/en/News/counterfeiting-of-essential-goods-during-covid-19/>

ケニア — 商標の更新・登録簿の正常化

「失効したケニア商標の更新——権利者が知っておくべきこと」 (Renewal of overdue trade marks in Kenya - what you need to know) と題された記事が隔月刊の雑誌 World Trademark Review (WTR) に掲載された⁴。この記事は、ケニア当局が (記事の表現を借りれば) 「更新期限内に更新されなかった商標に対して強硬な措置をとった」という事実を取りあげている。

この記事では、ケニア産業財産権機関 (KIPI) が失効した商標登録およそ 2000 件を示した「特別産業財産公報」 (Special Industrial Property Journal) を刊行したことが取り上げている。これら失効した登録の権利者は、2020年7月14日までに所定の更新料を罰金とともに支払って登録を更新することになっていた。当局の通告には、この期間に更新されなかった登録は全て登録簿から抹消される旨が明瞭に告知されている。ただし、抹消された商標の登録回復を申し立てる余地はまだ残されているようだ。

OAPI — 制度改革

アフリカのフランス語圏のほとんどの国で適用される広域的な OAPI の知的財産制度に大きな変化が起こりつつあることは過去の記事 (アフリカ知的財産ニュースレター Vol.39) でも触れた。OAPI の制度はバンギ協定と呼ばれる条約に従っているが、現在この協定の改正が進められているのである。改正案の詳細については、本稿の最後の方で手短かに示すことにする。

過去の記事で報告したように、OAPI に加入している 12 カ国が批准しない限り、バンギ協定の改正は効力を発生しない。前の記事が書かれた時点では、改正案を批准していた加入国は 7 か国だけであった。我々が知るのところでは、現時点で加入国のうち 11 か国が改正を批准しており、最後に残った 12 番目の国も近々に批准することが予想されている。最後の国はカメルーンであるが、すでに同国の議会の承認が得られていることは分かっており、あとは批准に関わる一定の行政手続が残されているだけである。

これらの行政手続が完了し次第、OAPI の制度改革は適用可能なものとなるはずだ。しかし、我々の知るのところでは、さらに遅延が生じる可能性が高いようだ。商標に関する規定は 2021 年になるまで発効しないようだし、特許に関する規定が適用可能になるのは 2022 年になってからということになりそうである。

以下にバンギ協定の改正案を手短かに要約しておく。

総合的な性質の改正

料金の納付繰り延べに関する規定；実体審査の導入；拒絶に不服がある場合の審判請求に関する規定；調停と仲裁に関する規定；模倣品取締り、法執行および水際対策の改善；デジタル化プロセスの継続；加盟国の民事裁判所は全ての知的財産権の有効性および所有権を判断する権利を有する旨の確認。

⁴ worldtrademarkreview.com/ip-offices/renewal-of-overdue-trademarks-in-kenya-what-you-need-know

非伝統的商標を商標法の適用対象とするための商標の定義の拡張；証明商標に対する保護の導入；単一の出願に含めることができる商品およびサービスに関する規定；絶対的拒絶理由に基づく実体審査；出願後の公告；第三者の異議申立に関する規定；侵害の訴に適用される5年の法定出訴期限；税関監視制度に関する規定；地理的表示の保護期間延長。

その他の改正

特許について、実体審査と異議申立が導入される；意匠について、異議申立に関する規定が導入される；著作権法は全体的に現代に適合したものとなる。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 56

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。